

Q. 「平和・民主憲法」がないと、あるいは、憲法はあってもそれが「平和・民主憲法」でなくなると、国民はどうなるか。

A. そのことは「平和・民主憲法」がなかった戦前に実証されている。

(1) まず、「国家」がアジア太平洋戦争を開始・推進することを阻止できなかった。

(2) アジア太平洋戦争において、敗北が明らかになったのちも「国家」は降伏せず、「一億総玉砕＝自国民・自民族全員に対する死の強制」を国民に命令し続けた。

(3) ソ連軍が進攻し、軍部は早く終戦しなければソ連軍が日本を占領して自分たちは処刑されるという恐怖に恐れ慄きやっと終戦を決意。それを見た米国は、ソ連に対抗するため急いで原爆を投下（冷戦の開始）。アジア太平洋戦争における310万人の日本人戦没者のうち200万人近くは最後の1年の死者で、その間に、特攻・本土空襲・沖縄玉砕・原爆・満州棄民・シベリア連行などの多くの悲劇が起きた。もっと早く終戦がなされていれば犠牲者はもっと少なくて済んだ。戦場になったアジア諸国でもそれは同じだった。

(4) 戦前は「国家＝権力」を縛る「平和・民主憲法」はなかった（大日本帝国憲法は、日本は近代国家だと外国に虚勢をはるためのアクセサリーとして制定された欽定きんてい憲法であって、権力を縛るために制定されたものではない）。そのため、「日本国家」の戦争を強制終了させたのはソ連軍の進攻だった。その強制終了がなければ、「国家＝権力」を縛る「平和・民主憲法」がない状態では、「国家＝権力」は「一億総玉砕＝自国民・自民族皆殺し」を遂行するところであった。「平和・民主憲法」で縛られない「国家＝権力」は、他民族だけでなく自国民・自民族さえ滅亡に追いやることある。

(5) 以上から、「平和・民主憲法」がないと、あるいは、憲法はあってもそれが「平和・民主憲法」でなくなると、国民は「国家＝統治機関＝権力」によって人間にとって大切なものを奪われてしまうということがわかる。